

## 平成27年第1回関川村議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程

平成27年3月11日（水曜日） 午前10時開議

- 第 1 議案第 1号 平成26年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 第 2 議案第 2号 平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第 3号 平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 4号 平成26年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 5号 平成26年度関川村宅地造成特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 6号 災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について
- 第 7 議案第 7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第10 議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第11 議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について
- 第13 議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例

- 第 2 5 議案第 2 5 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 6 議案第 2 6 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 7 議案第 2 7 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 8 議案第 2 8 号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 2 9 議案第 2 9 号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例
- 第 3 0 議案第 3 0 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度関川村一般会計予算
- 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度関川村水道事業会計予算
- 第 4 4 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 5 同意第 2 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 6 発委案第 1 号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 同意第 3 号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 同意第 4 号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 1 号 平成 2 6 年度関川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 2 議案第 2 号 平成 2 6 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 議案第 3 号 平成 2 6 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 4 議案第 4 号 平成 26 年度関川村有温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 5 号 平成 26 年度関川村宅地造成特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 6 号 災第 13 号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について
- 第 7 議案第 7 号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 10 号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 11 号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 12 議案第 12 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 13 議案第 13 号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 14 号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 15 号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 16 号 関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 17 号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 18 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 19 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 20 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 21 号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 22 号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 23 号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第 24 号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第 25 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 26 議案第 26 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 27 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 28 号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例
- 第30 議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第32 議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第33 議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算
- 第34 議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第35 議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第36 議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第37 議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第38 議案第38号 平成27年度関川村有温泉特別会計予算
- 第39 議案第39号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第40 議案第40号 平成27年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第41 議案第41号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第42 議案第42号 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第43 議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算
- 第44 同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第45 同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第46 発案第1号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 同意第4号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

○出席議員（10名）

1番	高橋八男君	2番	佐藤友之君
3番	菅原修君	4番	平田広君
6番	伝信男君	7番	平田ゆかり君
9番	渡辺秀雄君	10番	津野庄衛君
11番	近良平君	12番	渡辺健作君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長 平 田 大 六 君

副 村 長	佐 藤 忠 良 君
総 務 課 長	平 田 誠 君
税 務 課 長	井 上 広 栄 君
住 民 福 祉 課 長	船 山 久 治 君
農 林 観 光 課 長	伊 藤 保 史 君
建 設 環 境 課 長	渡 辺 丈 夫 君
教 育 長 職 務 代 理 長	新 野 秀 樹 君
教 育 課 長	
総 務 課 長	加 藤 善 彦 君
農 林 観 光 課 長	稲 家 誠 君
建 設 環 境 課 長	高 橋 賢 吉 君
班	
新 エ ネ ル ギ ー 対 策 室 長	伊 藤 隆 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 充 代
主 査	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 議

○議長（高橋八男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 平成26年度関川村一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成26年度関川村有温泉特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成26年度関川村宅地等造成特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、 議案第6号 災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について



○議長（高橋八男君） 日程第6、議案第6号 災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。きのうに引き続きお願いをいたします。

議案第6号は工事契約の変更についてお諮りするものであります。ヤツロ地内の災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について、変更が生じたので仮契約した上で議会の議決を求めるものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（平田 誠君） それでは、詳細説明させていただきます。

災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約でございます。変更契約をする工事名でございます。災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事、変更後の請負金額5,710万8,240円、変更前の請負金額が5,994万円、変更契約による減でございますが、283万1,760円の減ということでございます。契約の相手方が株式会社渡辺組、代表取締役渡辺秋美様でございます。

なお、内容でございますが、総延長の減、また大型ブロック積工の減などがございます。

以上でございます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 災第13号普通河川上ノ沢川河川災害復旧工事変更請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

日程第8、議案第8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第9、議案第9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

日程第10、議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第11、議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12、議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（高橋八男君） 日程第7、議案第7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてから、日程第12、議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第7号から議案第12号までの条例の制定、以上6議案についてご説明いたします。

議案第7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、地方自治法など諸法で議会の議決を求めることが定められている事件の他、村独自で議会の議決を求める事件を条例で定めるものであります。今回は総合計画のうち基本構想と定住自立圏の形成協定について議会に諮ることとするものであります。

議案第8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、昨年取得しました旧山水苑について、村の公共的施設として条例で定めるものであります。

議案第9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について及び議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、この条例は教育委員会の改革に関連して制定するものであります。

以上、4議案の詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定については、国の法律の関係で制定が必要であります。詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

以上であります。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（平田 誠君） それでは、私から議案第7号から9号まで4議案について説明させていただきます。

最初に、関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてでございます。ただいま村長が申し上げましたとおり、今回議会の議決すべき事件としてお願いするものにつきましては、総合計画の基本構想の策定、変更、廃止に関すること、2つ目として定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関すること、この2つでございます。

総合計画の基本構想につきましては、平成23年5月に公布されました地方自治法の一部改正によりまして基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の独自判断に委ねられておりました。村といたしましては、第5次総合計画が平成27年度に終了し、現在6次の総合計画策定に向けて準備を進めておりますので、これからも議会の議決をお願いしたいというものでございます。

また、定住自立圏形成協定につきましては、去る1月に村上市が定住自立圏構想推進要綱によりまして中心地宣言を行いました。今後定住自立圏形成協定の締結に向けて準備が進められていきますが、その協定の締結、変更、廃止に関することにつきまして議会の議決に付すべき事項として議決をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

続きまして、関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。この議案につきましては、村が購入いたしました旧山水苑の管理について条例で定めるものでございます。今回設置いたします関川村村民交流センターの名称を関川村村民交流センター雲母里、漢字といたしまして雲母の雲母に、雲母の里といたしまして、名前を雲母里とし、管理は村長が行う。ただし、公共的団体に管理を委託することができるとするものでございます。また、使用料につきましては、原則として無料、村外の方や営利目的などの場合は使用料を徴収しようというものでございます。

なお、第5条、6条におきましては使用の許可、制限、取り消し等について規定をしてございます。以上でございます。

続きまして、第9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

皆様に昨日資料としてお配りしております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律のパンフレットを皆様の手元にいっておられると思いますが、こういうものでございます。これをごらんいただきたいと思っております。

これによりまして、今回の教育委員会関連の改正につきまして簡単にご説明させていただきたい

と思います。

今回の教育委員会の改正でございます。平成27年の4月から施行ということになっております。この目的につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安全性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それと市町との連携強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るといふものでございまして、ポイントといたしましては4つございます。

ポイントの一つにいたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置ということでございます。これにつきましては、次のページをごらんいただきたいと思いますが、次のページ、見開きで4つの点について図入りで掲載されております。これに基づきまして説明させていただきます。

ポイント1でございます。これまで教育長につきましては、一応教育委員会の委員を村長が議会の同意を得まして任命いたしました。それで教育委員会の中で教育長を任命していたということでございますが、今後につきましては首長、村長が議会の同意を得て直接教育長を任命するという形になります。また、教育長は特別職でありまして、教育委員会の一員ではありますが、教育委員ではないというようなことで、教育長と委員を区別したというようなことでございます。それをもちまして教育長は教育委員会を代表する立場になるということでございます。

また、任期につきましては、これまで4年だったんでございますが、3年ということで首長さん、村長が、村長の任期が4年でございますので、一回はかえられるというような考え方をいたしております。

ポイント2でございます。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということでございますが、これまで新しい教育長につきましては教育長の判断により迅速な情報提供や教育委員会の会議の招集、その辺を行えるというようなことでございますし、また教育委員によるチェック機能の強化のために教育委員会の定数3分1以上からの会議招集の請求があれば開かなければならないというようなことで制定されております。

また、会議の透明化のために原則として会議の議事録を作成、公表するというふうになっております。

それと、続けましてポイント3でございますが、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するというものでございます。これまでは首長につきましては、教育に余り口を出さないほうがいいかなというようなことでいっておりますが、今回この総合教育会議を設置いたしまして、その委員につきましては首長さんと教育委員会というふうになります。総合教育会議の招集につきましては、首長さん、村長が招集いたしまして、会議は原則公開となるということになります。

それでこの総合教育会議の会議の内容、協議調整事項につきましてはですが、1つといたしまして教育行政の大綱の制定、2つ目といたしまして教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3番目

といたしまして児童生徒等の生命身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等を協議するというようなことになっております。

次に、ポイント4でございます。教育に勘案する大綱を首長、村長が策定するというようなことになります。大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるということでございます。教育総合教育会議において首長と教育委員会が協議調整を尽くし、首長さんが策定するというものであります。また、首長、首長部局と教育委員会につきましては、策定した大綱のもとにそれぞれが所管の事務を執行するというようなことが大きな変更事項となります。

続きまして、条例のことにつきまして説明させていただきます。

今回の変更、改正に基づきまして議案第9号関川村教育長の勤務時間に関する条例の制定についてということで、教育長さんが特別職、教育委員ではないというようなことで特別職になりました。そこで勤務時間等に関して定めるものでございます。

第2条でございますが、勤務時間、休暇等については一般職員の例によるというようなことで、一般職、関川村職員の例によるということで規定させていただいております。

続きまして、議案第10号につきましては関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例ということで、教育長に対しましては職務専念の義務が負わされます。それでこの条例によりまして第2条で研修を受ける場合、それと厚生に関する計画の実施に参加する場合、3つ目といたしましてその他教育委員会または委任を受けたものが必要と認める場合、この場合、3つの場合について職務に専念する義務を免除できるというようなことを規定するものでございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（船山久治君） それでは、続きまして議案第11号関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例、また議案第12号関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例につきましてご説明を申し上げますが、皆様にお配りをいたしております説明資料1でご説明をさせていただきますので、説明資料1をごらんになっていただきたいと思います。

第3次一括法の施行に伴う関係条例の制定についてでございますが、経過につきましては第3次地方分権一括法の施行に伴いまして介護保険法が改正されました。これまで厚生労働省令で定められていました地方包括支援センターの基準並びに介護予防支援等の基準につきまして村で条例で定めるということとなったために制定するものでございます。

2番の条例制定する基準の内容でございますが、制定する条例につきましては今ほど申し上げました議案第11号は包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例でございます。

理由といたしましては、包括的支援事業を実施するために必要な基準を市町村の条例で定めることと改正されたことによるものでございます。

基準につきましての考え方でございますが、国の基準を勘案して考慮すべき地域の実情は特にな  
いことから村の独自基準は定めずに国の基準どおりとするものでございます。

次の、国の職員の配置基準でございますが、第1号被保険者の数、これは1号被保険者65歳以上  
の被保険者の数によって配置基準が定められております。

関川村の場合ですと2,000人以上3,000人未満の区分に入りますので、この区分で配置をするとい  
うことになります。国の基準では保健師、その他これに準ずる者が1名、それと2番の社会福祉士、  
それに準ずる者と主任介護支援専門員、その他これに準ずる者、いずれか1名を配置しなさいとい  
う基準になっておりますが、関川村の現在の配置につきましては、保健師、その他これに準じるも  
のが2名、社会福祉士はおりません。3番の主任介護支援専門員、その他これに準ずる者が1名と  
いうことで、この基準を満たしているということでございます。議案第12号の介護予防支援事業と  
あわせての3名となっている状況でございます。

続きまして、議案第12号でございますが、関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定  
める条例でございますが、理由といたしましては指定介護予防支援事業所、これは包括支援センタ  
ーの有する従業者数、これは介護予防に関する職員の配置基準でございます。また、介護予防のた  
めの効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定めることとい  
うこととされております。

介護予防支援とはということでございますが、これは要支援1または要支援2と判定された方に  
対しまして自立支援を目標といたしました介護予防ケアマネジメントサービスの計画策定、計画に  
基づくサービスが確実に提供されているのかどうか、それらを事業所等と連絡調整を行うというこ  
とでございますし、また包括支援センターが居宅介護支援事業所に一部を委託するなどして関係機  
関と調整しながら実施する事業でございます。

定める基準等につきましては、①の介護予防支援に従事する従業者に係る基準、これは包括支援  
センターの介護予防に係る職員の数でございますが、保健師1名以上、また管理者の配置が定めら  
れているものでございます。

②の介護予防支援の事業の運営に関する項目でございますが、これにつきましてはサービスを利用  
する際、内容または手続等の説明をやってるかどうか。同意、サービス提供拒否の禁止、秘密保  
持、事故発生時の対応について保険者あります関川村が包括支援センター及び包括支援センターか  
ら委託を受けている事業所に対しまして指導することが定められているものでございます。

3番の指定介護予防事業の指定に係る基準でございますが、関川村の場合は直営で包括支援セン  
ターを運営しておりますが、包括支援センター業務を他の事業所に指定委託することも可能でござ  
います。その場合に市町村から指定を受ける場合は法人でなければ受けられないということを定め  
られているものでございます。

次の基準についての考え方でございますが、国の基準を勘案して考慮すべき地域の実情は特にな  
いことから村の独自基準は特に定めずに国の基準どおりとするものでございますが、ただし、文書  
の保存期間につきましては村独自で定めるということございまして、国の基準では文書の記録の  
保存は2年間というふうな基準になっておりますが、今回村の条例では記録の保存期間を5年間保  
存するというにさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに議案第7号の質疑を許します。質疑はありますか。ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に議案第8号の質疑を許します。質疑はありますか。9番。

○9番（渡辺秀雄君） 交流センターの使用料なんですけど、原則として無料となっておりますけど、こ  
れは例えばあそこはあれですよ、大広間とか使わない場合でその日だけの会議とかそういうのは  
無料ということなんです、それとも宿泊、イビューサたちは宿泊とかしてるから、その宿泊、例  
えば布団とかあって個人的に、個人的っていうか何人かでそこで借りて、例えば泊まるとか、そ  
ういうのも無料なんです。例えば1泊するとか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（平田 誠君） 基本的には宿泊は難しい、それで基本的に村民の場合は無料と、ただし  
営利とかそういうようなもの、村外の人とか徴収したほうがいいなというものについては、有料だ  
というような考え方で進めさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） 厨房も全部含めて無料ということなんです。それとも厨房は何か……。

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を許します。質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号の質疑を許します。質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号の質疑を許します。質疑ありませんか。2番。

○2番（佐藤友之君） 一括法の施行のほうは課長のほうから説明あったとおりなんですけど、記録の保存期間を2年から5年にした場合の、この記録の問題、おそれがあるということは、例えば間違いがあって後から修正した際に、いってみれば多く少なく支払いを追加であったり、また金額が変わった場合に、そういった徴収だったり行われるために5年間、確定するために5年間必要なかどうか、そのためのただ記録のために、ただ保存するために5年間なのか、そういった……。

○議長（高橋八男君） 今は11号の質疑です。他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。9番。

○9番（渡辺秀雄君） 職員の配置基準、第1号被保険者の数、65歳以上の人ですね、おおむね2,000人以上3,000人未満ってなってますけども、ここから基準ということでそこからちょっと、例えばですね、関川村の場合は少人数のところにおんだけ配置してるあるわけだから、すごくいいと思うんですけど、これより人数多くても、この基準必ず従わなきゃだめなんですか。2,000から3,000人の場合こうですよ。

○住民福祉課長（船山久治君） そうでございます。例えば3,000人以上6,000人未満の場合につきましては、この1、2、3、保健師、社会福祉士、主任介護専門員、これは全員全部配置しなさいよというふうな基準になっております。

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を許します。質疑ありませんか。2番、佐藤さん。

○2番（佐藤友之君） 先ほどは済みません。再度お聞きいたします。介護報酬の修正があった場合なんですけど、後からわかった事実に対しては何かしらのアクションなんていうものはあるんでしょうか。

○住民福祉課長（船山久治君） 訂正の場合はあります。ここに書かれてるとおり、介護報酬の訂正の必要が生じた場合ですね、検証すべきサービスの提供の記録が存在しないおそれがあることから2年から5年にさせていただくというふうな基準でございます。

○議長（高橋八男君） いいですか。（「はい」の声あり）

他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定より、所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。



日程第13、議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例

日程第14、議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例

日程第15、議案第15号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例

日程第16、議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第17、議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第18、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第19、議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第20、議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第21、議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第22、議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

日程第23、議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例

日程第24、議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例

日程第25、議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第26、議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第27、議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第28、議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（高橋八男君） 日程第13、議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例から日程第28、議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例まで、以上16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第13号から議案第28号までの条例の一部を改正する条例について、以上16議案についてご説明いたします。

議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例、議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例、議案第15号 関川村災害対策本部条例の、この3つの条例改正は行政手続法災害対策基本法など法令の改正に伴うものであります。

議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は教育委員会制度の改正で、これまでの委員長の職務は教育長が担うことになり、委員長

が廃止されるため報酬を改正するものであります。

議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は特別職報酬等審議会に係る対象に議会議員、村長、副村長の他に新たに教育長を加えるものであります。

議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は新たに教育長の給与を加えることなどであります。

議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は寒冷地手当を加えるものであります。かつては寒冷地手当の代表地域でありましたが、気象庁による観測データが支給基準を下回り、対象外となっていました。最近の観測結果で再び支給対象地域に指定されたところであります。

なお、これについては、地方交付税に算入されます。

議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、村の常勤・非常勤の職員の他村がお願いして活動いただく方々にも適用されることから、近隣自治体と比較して改正するものであり、実費を賄うのが旅費の趣旨ということで改正するものであります。

以上の議案について、詳細は総務課長に説明をさせます。

次に、議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例の詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

次に、議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例の詳細は総務課長に説明させます。

議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例は、女川保育園の廃止に伴うものであります。

議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例は、平成27年度から29年度までの3年間の介護保険料を定めるもので、経緯は施政方針でご説明したとおりであります。

議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、これは国の制度の改正に伴うものであります。

以上、4議案の詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の詳細は建設課長に説明をさせます。以上であります。

○総務課長（平田 誠君） それでは、議案第13号から議案23号、第22号を除きまして順次説明させていただきます。

最初に、議案第13号関川村行政手続条例の一部改正でございます。平成26年6月13日に公布され

ました行政手続法の一部を改正する法律が本年、27年の4月から施行されることになっております。それでそれに伴う改正となっております。

改正の内容といたしましては、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる。処分等の求めの手続、これらを、これを一つ定めた。第34条の3です。また、もう一つは、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を、この2つを申請することにした。ということでございます。これが第34条の2の規定であります。行政運営における公正性の確保と透明性の向上をこれによって図るものでございます。

続きまして、関川村防災会議条例の一部を改正する条例でございます。今年で丸4年になります東日本大震災を教訓にしまして災害対策の強化を図るために災害対策基本法が改正されております。これに伴って関係する関川村防災会議条例と次の関川村災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

今回の防災会議条例でございますが、災害対策基本法におきまして市町村防災会議の組織及び所掌事務は都道府県の防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定めるというふうに規定されております。今回都道府県の防災会議の所掌事務等が改正されましたことにより改正、当条例も改正するものでございます。

内容につきましては、1つといたしまして事務所掌の中に防災事項に関する重要事項の審議、2つ目としまして重要事項に関し、村長に意見を述べることができることを加えた。また、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう防災会議委員に指定地方行政機関や指定公共機関、自主防災組織の構成員及び学識経験者を加えたことでございます。

続きまして、第15号の関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例でございますが、この一部改正につきましては災害対策基本法の一部改正によりまして村の災害対策本部設置につきましては規定が23条から23条の2に条ずれとなったための改正するものでございます。

続きまして、関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。次のページをごらんいただきたいと思います。別表の改正でございまして、教育委員会、これまで委員長さん、委員さんというふうに分かれております。今後4月1日からは委員長が委員長職がなくなるものですから、教育委員会の委員さんのみということで、これを統合して一つにしております。

また、農業委員会会長さん、職務代行、正式名称をここに入れさせていただきまして改正させていただきます。

続きまして、議案第17号関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございます。次のページをごらんいただきたいと思います。先ほど村長が申しましたように教育長が特別職というふうに区分されることから、これまでの村長及び副村長のところに教育長を加えるものでござい

す。

続きまして、議案第18号関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。ただいま特別職となりました教育長の部分について別表におきまして教育長の給料額を規定されるもの、それと次にも出てきておりますが、寒冷地手当が本村にも適用になるというようなことで寒冷地手当、手当区分を加えたものでございます。

続きまして、議案第19号でございます。19号、20号でございますが、寒冷地手当の支給について規定させていただくものでございます。国は新たな気象データに基づきまして支給地域を見直し、今回村は4級地に指定されてございます。先ほど村長も申し上げましたが、寒冷地手当条例につきましては平成16年12月まで適用されておりました、それ以降、改正されておりました。今回4級地に指定されましたことによりまして給与条例に規定するものでございます。

続く20号の関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても寒冷地手当を加えるものでございます。

続きまして、議案第21号関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回改正をお願いするのは車賃、車賃と宿泊費についてでございます。近隣市町村との均衡を図ったものでございます。車賃、車賃の支払いにつきましては、区分をこれまで300キロだったものを200キロに改正しまして、これまで1回2,000円を、県外旅行につきまして1日当たり2,000円というふうなことで改めるものでございます。

これにつきましては、やはり最近、東京でも1日でいろいろな会議を、また何日かでいろいろな会議を何回かあちこち回る状況もございます。それによって実際とあわせていきたいと、そういうものでございます。

宿泊料につきましては、これまで村内、それから100キロ未満、100キロ以上、この3つに区分しておりましたが、県内と県外の2区分といたしまして、県内につきましては1万円、県外につきましては1万2,000円とするものでございます。

議案第22号を飛ばしまして、議案第23号を説明させていただきます。関川村基金条例の一部を改正する条例でございます。この条例は別表第1の改正でございます、これまで地域福祉基金と社会福祉施設整備基金の2つの基金がございました。今回この基金を社会福祉総合対策基金ということで一つにいたしまして基金を使いやすくしたいというものでございます。それによる改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（船山久治君） それでは、議案第22号関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例でございます。これまで受胎調節実地指導員の指定等に関する事務は新潟県で行ってまいりましたが、今年の4月1日からは関川村に事務移譲となるものでございまして、そのための一部改正で

ございます。

この事務移譲に伴いまして受胎調節実地指導員の指定証を1件月4,000円でございます。また、標識交付手数料等を、これは1件につき3,400円などを定めるために改正をさせていただくものでございますが、この受胎調節実地指導員という方は母体の健康や経済的理由などから妊娠しては困る場合には避妊を続け、子どもが欲しくなったら避妊をやめて妊娠できるように受胎を人工的に調整することを指導するという方でございます。資格につきましては、保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有し、講習を受けた方が対象となるということでございます。以上でございます。

続きまして、議案第24号関川村立保育園条例の一部を改正する条例でございます。平成27年の3月31日をもちまして女川保育園が閉園となります。この閉園に伴いまして女川保育園を削除する条例の一部改正でございます。以上でございます。

続きまして、議案第25号でございますが、皆様方に配付をしております説明資料2の表をごらんになっていただきたいと思っております。介護保険事業では、3年に一回総合計画を見直すこととされておりまして、来年度、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を介護運営協議会で検討してまいりました。このたび運営協議会の答申を踏まえまして基準額といたします介護保険料を第5期の月額6,680円より380円を引き下げいたしました月額6,300円として保険料を改定をさせていただくものでございます。左側の表が改正前でございますし、右側のほうが改正後の表でございます。

これまで第5期の国の基準では1段階から第6段階までとなっておりますが、今回の改正からは国の基準が9段階に改正されました。第5期の基準額は第4段階で月額6,680円、年額で8万160円でございますが、改正後につきましては第5段階が基準額となっております。月額6,300円、年額にいたしますと7万5,600円ということで基準額を決めさせていただくというものでございます。

改正後の保険料につきましては、第1段階につきましては基準額の0.5となっておりますが、低所得者に対しまして国の新しい制度によりまして、さらに0.5引き下げをいたしまして基準額が0.45、月額といたしますと2,835円、年額で3万4,000円というふうな金額となっております。第2段階、第3段階につきましては、基準額の0.75、4分の3ということでございます。月額で4,725円、年額で5万6,700円ということでございます。第4段階につきましては、基準額の0.9、月額で5,670円、年額で6万8,000円となっております。第5段階につきましては基準額ということでございますし、第6段階につきましては基準額の1.2、月額で7,560円、年額で9万700円、第7段階につきましては基準額の1.3、月額で8,190円、年額で9万8,200円、第8段階につきましては基準額の1.5、月額で9,450円、年額で11万3,400円、第9段階につきましては基準額の1.7、月額で1万710円、年額で12万8,500円ということでございます。

さらに、一番下のほうの介護予防・日常生活支援総合事業等の経過措置につきましてでございま

すが、これまで要支援1、要支援2の方につきましては、訪問介護、これはホームヘルパーでござ  
います、また通所介護、これはデイサービスでございます。これは全国一律に介護予防給付事業  
として提供してきたわけですが、平成27年度の制度改正によりまして27年4月1日から段  
階的に市町村が取り組む地域支援事業に移行するということになりました。当村におきましては、  
円滑な事業の実施のための準備、また制度の周知期間が必要であること、またこれまで利用者、こ  
れまで利用してこられた利用者の方のサービスの必要性などから経過措置期間であります平成28年  
3月31日まではこれまでどおり訪問介護、デイサービスを利用できることとするものでございまし  
て、29年度からは地域支援事業へ移行するというところでございます。

○議長（高橋八男君） それでは、11時10分まで休憩します。

午前11時02分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第26号の説明してください。

○住民福祉課長（船山久治君） では、議案第26号、27号関連でございますので一緒に説明をさせてい  
ただきたいと思っております。説明資料3をごらんになっていただきたいと思っております。

議案第26号関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例と議案第27号関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第26号のほうは要介護  
1から5までの認定を受けての方が対象になる条例の改正でございますし、議案27号につきましては  
要支援、介護予防でございますので、要支援1、要支援2の方が対象となる条例の改正ござい  
ます。

経過につきましては、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生労働省令の一部改正によりまし  
て条例の一部を改正するものでございまして、改正の概要につきましては、複合型サービスのうち  
訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスを、今度介護看護小  
規模多機能型居宅介護と事業名が変更されたことでございます。

また、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員並びに1日当たりの利用定員の改正及び文言の  
修正が主なものでございまして、小規模多機能型居宅介護事業所というのは関川村でいいますとハ  
ーティプラザ関川となります。この事業所の登録定員並びに1日当たりの利用定員の改正というこ  
とでございまして、現行では登録定員は25名までということでしたが、改正後は登録定員  
は29名まで増やせるということでございます、また25人以下の場合は通いが15人まで、26人から

27人の登録定員の場合は通いのサービスを受けられる方は16名まで、登録が28名の場合は17名まで、登録が29名までの場合は18名まで1日当たりの利用者を増やせるというふうな改正でございます。

以上でございます。

○議長（高橋八男君） はい。

○建設環境課長（渡辺丈夫君） 議案第28号関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。国では地価等を踏まえ、道路法施行令の改正によりまして道路占用料を改正しました。新潟県では平成26年12月議会で占用料条例を改正し、平成27年4月1日から施行されます。当村の占用料等徴収条例は県に準じて設定していますので、この3月議会におきまして改正するものであります。

次のページの新旧対照表では、一部同額もありますが、大半が減額でございます。

なお、施行日につきましては、県と同じ平成27年4月1日でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。11番。

○11番（近 良平君） 13号に限ったことでないんで、ちょっと質問したいんですが、こうやって条例の改正が20何本という多数出てくるが、我々はこれを比較、条例書しか持ってないんでね、何を相手にして相談してやるのか。ホームページに上げるだけになってしまって我々、例規集を取り上げられてしまった。これ何とかしてくれないと我々審議できないんじゃないかな。これ、村長はどう考えてますか。私は議員になって一番最初に預けられたのは、例規集だったんですよ。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） そのことにつきましては、本当に議場で開くことができないということで比較できない不便をおかけしてることと思っております。私自身も個人的なことでありますけれども、機械なかなか操作ふなれでありますのであれですし、画面だけで、即その機械がないとどこへ行っても接続できない、比較できない、そういう不便さは私も認識しております。今後どうするかという事は、これからもまた皆さん方と相談していきたいと思っておりますので、趣旨はよく理解できます。（「わかりました」の声あり）

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） なしと認めます。

次に、議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。4番、平田さん。

○4番（平田 広君） 一つ確認させてください。

教育長が特別職になるということでありまして、これについては今までの給料関係は職員と同じように勤勉手当がでてましたけれど、それはでないということで確認したいんですけども。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今ほどのご質問、そのとおりであります。今までは非常勤の教育委員であれば非常勤特別職でしたが、教育委員の互選によって教育長になった場合は地方公務員法がほとんど全面適用になりまして一般職の扱いになります。したがって、管理職手当以外は全て一般職と同じように扶養手当から勤勉手当からみな手当がつかまりましたので、今度特別職でありますけれども、勤務、後ほどまた出てきます勤務時間、それから休暇等は従来どおり一般職と同じ扱いになります。それ以外の特別職、村長、副村長は勤務時間、それから休暇の規定はありませんが、教育長は一般職と同じ扱いにするという、そういう国のルールになります。村は準じて条例を制定するものです。したがって、年収になりますと今までの金額ですと、同じですと下がりますもんですから、従来の教育長より月額で少し上げまして今回条例を提案してるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋八男君） 4番。

○4番（平田 広君） じゃ、もう一件いいですか。当然、災害になれば、皆さん集まるわけですけども、次の勤務時間設けられてますけれど時間外手当とかそういうのは職員の管理職同様に出ないという考えと、もう一点は先ほど質問しなかったんですけども、教育長は3年になりますが、一般の委員の人は4年そのままということでもいいんですか。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 教育長につきましても、他の管理職同様に時間外勤務手当は支出しません。

それから、任期のことでありますが、教育長は先ほど提案理由、詳細説明で総務課長説明しまし



たように、長の任期中に教育長の任期が来るようにということで1年ずらして法律で3年になったという経緯がありまして、他の教育委員は4年でありまして、毎年1人ずつ任期満了になるように直していくという指導であります。

したがって、今回後ほど教育委員の任命についての議案がありますけれども、任期1年の方が、それが毎年1人ずつ任期満了になるようにしなさいという国の指導で今後、毎年一人づつなるように任期の期限も調整しながらそろえていくこととなります。これは全国共通のことです。以上であります。

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） なしと認めます。

次に、議案第23号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号から議案第27号まで、以上15件は所管であります総務厚生常任委員会へ、議案第28号は所管であります産業建設常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第29、議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する  
条例

○議長(高橋八男君) 日程第29、議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例であります。新たな条例の制定に伴い廃止するものでありまして、詳細説明はありません。

○議長(高橋八男君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は会議規則第39条第1項の規定により所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

---

日程第30、議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長(高橋八男君) 日程第30、議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

関川村地域活動支援センター、通称「さくら工房」であります。指定管理者の指定期間が満了いたしましたので、その更新であります。

詳細、総務課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） はい。

○総務課長（平田 誠君） それでは、議案第30号関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてということで説明させていただきます。

ただいま村長申し上げましたとおり、関川村地域活動支援センター「さくら工房」でございますが、期間満了となりまして、また同じく引き続きお願いしたいというものでございます。

なお、指定期間につきまして1年となっておりますが、これを除く全部が28年の3月31となっておりますので、その後ろを合わせるために今回1年とさせていただきます。以上でございます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は会議規則第39条第1項の規定により所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

---

日程第31、議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第32、議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（高橋八男君） 日程第31、議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び日程第32、議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上2議案についてあります。いわゆる辺地法に基づき財源を確保するための計画変更であります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） はい。

○総務課長（平田 誠君） それでは、議案第31号、32号について説明させていただきます。次のペ

一をもらんいただきたいと思います。金丸辺地の計画の変更でございます。

総合整備計画書の次のページをもらんいただきたいと思います。2ページでございます。この4番、公共施設の整備計画でございます。この2に消防施設整備事業、耐震性貯水槽を加えるものがございます。今後金丸地区において貯水槽を整備していきたいというようなことでございます。新たに加えるものございまして、事業費につきましては1,000万円を見込んでおります。

続きまして、議案第32号でございます。女川東部辺地に係る総合整備計画の変更でございます。こちらにつきましても計画書の2ページをもらんいただきたいと思います。4の公共施設の整備計画、整理番号5番でございますが、消防施設整備事業といたしまして小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。これにつきましては女川地域隊、女川の部門を3部から4部体制に4月から変えていこうということで、その一部について小型ポンプ車、4部、小和田、若山あたりですが、その地域の小型ポンプ付積載車を購入していこうという計画でございます。事業費といたしまして、これは500万円を計画しております。以上でございます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第31号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号については会議規則第39条第1項の規定により所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

---

日程第33、議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算

日程第34、議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第35、議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第36、議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第37、議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第38、議案第38号 平成27年度関川村有温泉特別会計予算

日程第39、議案第39号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第40、議案第40号 平成27年度関川村簡易水道特別会計予算

日程第41、議案第41号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計予算

日程第42、議案第42号 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第43、議案第43号 平成26年度関川村水道事業会計予算

○議長（高橋八男君） 日程第33、議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算から日程第43、議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算まで、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算から議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算まで、以上11議案につきましては施政方針説明をもって議案の提案の理由にさせていただきます。

なお、詳細は、一般会計につきましては総務課長、また特別会計等事業会計につきましてはそれぞれ所管の住民福祉課長、農林観光課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） はい。

○総務課長（平田 誠君） それでは、平成27年度関川村一般会計予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。41ページをごらんいただきたいと思います。

41ページ、1款議会費でございます。前年度との比較124万3,000円でございますが、これにつきましては給与費の関係が主な増額理由でございます。その他につきましては例年どおりの予算組みとなっております。

続きまして、次のページ43ページ、総務費でございます。総務費一般管理費でございますが、44ページをごらんいただきたいと思います。賃金1,236万円となっておりますが、臨時雇用賃金6名分を見させていただいております。庁用車、管理業務、登記業務、庁舎清掃等でございます。

続きまして、45ページにつきましても例年どおりでございますし、また46ページでございます。自治功労表彰費ということで金額は少のうございますが、今年度自治功労者の表彰年ということで予算を計上させていただいております。それと委託料、13節でございます。一番下でございますが、行政連絡事務委託料、各集落へでございますが、1,270万円ほど計上させていただきました。また、47ページでございます。14事業の情報システム管理費でございます。システム設定委託料539万1,000円でございますが、マイナンバー制度対応におけますシステムの設計委託でございます。また、その3つ下でございますが、6のホームページシステム改修委託料108万円を計上させていただきました。次、48ページでございますが、18節備品購入費でございます。備品購入費といたしまして庁用車購入、ノアの代替を予定させていただいております。続きまして、49ページをごらんいただきたいと思います。49ページの14情報システム管理費でございます。その他の負担金でございますが、中間サーバープラットフォームホーム利用負担金、これもマイナンバーの関連の負担金でございます。441万7,000円ほど計上させていただいております。

2目の文書広報費につきましては、広報紙及び広報無線等の管理に関する予算を計上させていただきました。これにつきましては、おおむね例年どおりの予算組みとなっております。

続きまして、50ページの財政会計管理費でございますが、これにつきましても例年どおりでございます。また、51ページでございます財産管理費、これにつきましては庁舎管理、村有財産の管理等について予算組みさせていただいております。大きなものとしたしましては、また例年と変わったものにつきましては13節委託料でございます。測量調査委託料30万円ほど計上させていただいております。これにつきましては久保地内の測量調査委託料、場所としたしましては旧河川敷、村が購入した部分の調査委託でございます。また、次のページ、52ページごらんいただきたいと思います。上から4行目、固定資産台帳整備支援事業委託料200万円計上でございますが、これにつきましては新地方公会計制度導入に向けての準備作業のための委託でございます。その他については例年、おおむね例年どおりでございます。53ページをごらんいただきたいと思います。15節工事請負費でございます。111万9,000円でございますが、工事請負費といたしまして久保地内の先ほどの測量委託した部分につきまして取り付け工事を行うというものでございます。100万円ほど計上させていただいております。

続きまして、交通安全対策費につきましても、例年どおりの計上させていただきました。

44ページ、安心安全対策費でございます。安心安全対策費ですね。54ページ、済みません、54ページでございます。申しわけございませんでした。11節の需用費の中の食料費21万3,000円、金額大きいのでございますが、これにつきましては備蓄非常食購入費等が入っております。また、防災訓練等の材料費等も見ております。続きまして、55ページをお願いいたします。13節委託料でございます。400万円を計上させていただいておりますが、これはハザードマップ作成の委託でございます。平成25年から27年、3カ年計画で進めてまいりました。25年は荒川右岸、26年度、本年度は右岸、そして27年度は女川をハザードマップを作成する予定でございます。財源は過疎ソフト事業を充てるという予定にしております。

55ページ、下の地域振興費でございます。これも例年どおりの予算づけでございますが、賃金といたしまして新エネルギー推進事業費100万円を計上させていただいております。また、次のページ、56ページ、11節需用費でございますが、印刷製本費、これにつきましては総合計画の印刷を予定しております。それと一番下でございます。13節委託料でございます。先ほども条例提案させていただいておりますが、村民交流センター管理委託料といたしまして150万円を計上させていただいております。続きまして、57ページにつきましても例年どおりの予算づけさせていただいております。また、58ページでございます。これにつきましても補助金といたしましてコミュニティ連絡協議会への補助金、村づくり総合推進事業の補助金等を計上させていただいております。また、きらりと光る地域活性化補助金700万円、これも本年度予算づけさせていただいております。大したもん蛇ま

つり補助金350万円も計上させていただいております。また、一番下の行でございますが、通学用定期券補助、これにつきまして420万円を計上させていただきました。

59ページをごらんいただきたいと思います。一番上、13事業でございます。新エネルギー推進事業といたしまして補助金といたしまして借入金利子補給補助金ということでパワープラント関川の借入金に対する利子補給補助を予定しております。もし借りて利子が出た場合というようなことでございます。

続きまして、2項徴税費でございます。徴税費につきましても給与費の変更がほとんどでございます。昨年と同様の予算組みでございます。

61ページ、賦課徴収費でございます。これにつきまして13節委託料でございますが、一番下の、62ページか、家屋評価システム更新公開委託料208万5,000円、また使用料及び賃借料の3番土地評価システム家屋管理システムリース料186万でございますが、現行のシステムをWindows 7に対応させるために必要な予算でございます。

続きまして、62ページの戸籍住民基本台帳費でございます。昨年度予算と比較して1,000万円ほど減額となっておりますが、戸籍電算関連終了によるものであります。また、63ページごらんいただきたいと思います。今年、新たに予算組みされたのが、大変失礼いたしました。63ページでございます。賃金、7節賃金でございますが、124万6,000円計上させていただきました。本年度戦没者等の遺族に対する特別弔意金請求事務、それとマイナンバー制度関連事務、この2つございまして新たに賃金項目を計上させていただきました。その他につきましては、例年どおりの予算組みでございます。

続きまして、65ページ、選挙費でございます。1目選挙管理委員会費でございます。これにつきましては例年どおりの予算づけでございます。

また、2目県議会議員一般選挙費でございます。県議会につきましては4月の12日執行となりますが、関連予算を計上、それぞれ計上させていただきました。また、66ページ、村議会議員一般選挙でございます。これにつきましては7月の任期満了に伴いまして選挙となるものでございます。これに伴う経費をそれぞれ計上させていただきました。続きまして、67ページごらんいただきたいと思います。農業委員会の委員の一般選挙でございます。これにつきましても7月に行われる予定でございます。関連予算を計上させていただきました。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと思います。統計調査費、指定統計等調査費でございます。本年10月1日現在で国勢調査が行われます。それらの予算をそれぞれ費目ごとに計上させていただきました。

続きまして、監査委員費でございます。これにつきましても例年どおりの予算づけをさせていただいております。

71ページをごらんいただきたいと思いますが、これも例年どおりでございますが、72ページの上から2行目でございますが、印刷製本費、これにつきましては地域福祉計画の印刷代でございます。また、19節負担金補助及び交付金でございます。この補助金といたしまして、11事業臨時福祉給付金、給費事業費でございます。臨時給付、臨時福祉給付金900万円を計上させていただきました。

73ページをごらんいただきたいと思いますが、28節繰出金でございます。合計で7,599万7,000円ほど計上させていただきました。保険基盤安定対策繰出金2,500万円と昨年度とおおむね同じくらいの繰り出しとなっております。全体では200万円ほど減額となっておりますが、財政安定化支援事業繰出金が200万円ほど減額となっております。

続きまして、老人福祉総務費でございます。報償費でございます。366万6,000円ほど計上させていただいております。賞賜費といたしまして330万円、これにつきましては75歳以上介護保険未利用者に対する商品券代ということで本年度も行いたいということでございます。74ページをごらんいただきたいと思いますが、負担金補助及び交付金でございます。1億1,034万1,000円でございます。大きなものにつきましては後期高齢者医療広域連合負担金9,947万8,000円でございます。全体では負担金補助及び交付金の項目、昨年度よりおおむね500万円ほど多くなっております。扶助費といたしまして2,414万円を計上させていただいております。老人福祉対策費でございます。老人措置費、やまゆり荘へのものでございますが、10名分を計上させていただいております。一番下の28節繰出金でございます。2億299万5,000円、昨年と比較して1,442万7,000円ほど増となっております。介護保険給付費繰出金、事務費介護予防事業繰出金、その他となっております。また、75ページをごらんいただきたいと思いますが、上から2行目ですか、低所得者保険料軽減繰出金、これが148万2,000円、新規に加わったものであります。

続きまして、3目社会福祉施設費でございます。これもおおむね前年と同様の予算づけでございます。それぞれ必要経費を計上させていただきました。

なお、76ページの15節工事請負費でございますが、むつみ荘女子トイレ洋風便器の設置工事を予定しております。

続きまして、4目の心身障害者福祉費でございます。これにつきましては扶助費といたしまして79ページ、79ページをごらんいただきたいと思いますが、5の療養介護医療給付費補助180万円、これについては27年の要綱改正に伴う新規分ということでございます。

続きまして、5目国民年金事務費でございます。これにつきましても例年どおりの予算組みでございます。児童福祉費につきましても例年どおりの予算組みでございます。82ページをごらんいただきたいと思いますが、負担金補助及び交付金195万円でございますが、これにつきましては子育て世帯臨時特例給付金給費事業費でございます。一応ゼロ歳から14歳までのおおむねの方に1人3,000円を支給すると、これにつきましては消費税率引き上げに対する影響緩和を目的にしたものでござ



います。

続きまして、83ページごらんいただきたいと思います。一番上でございます。児童手当給付費8,000万円を予定しております。ゼロから3歳未満が1万5,000円、3歳から小学校修了前1万円、第1子・2子。第3子以降が1万5,000円、中学生につきましては1万円というような区分になっております。

2目の保育園管理費でございます。これにつきましてもほとんど給与費の増となっております。

次のページ、85ページをごらんいただきたいと思いますが、12事業で通園バス運行事業費でございます。通園バス運転委託が378万円、1人分多くなっております。女川保育園統合によります臨時バス運行に伴うものであります。また、86ページごらんいただきたいと思いますが、19節負担金補助及び交付金、これの補助金でございます。保育園の通園費補助金、これにつきましても金額、昨年比べて100万円ほど多くなっております。

続きまして、次のページ87ページ衛生費でございます。衛生費につきましても連年どおりでございますが、変わったものとして88ページ委託料103万1,000円でございますが、その中のマイナンバー健康管理システム改修委託料でございます。70万円ほど計上させていただいております。また、89ページをごらんいただきたいと思いますが、病院群輪番制病院設備費補助金でございます。これにつきましては村上総合病院患者看視装置1台を予定しております。また、28節繰出金でございます。2事業の診療所特別会計繰出金、国保会計への繰出金でございますが、370万円ほど繰り出す予定にしております。施設過疎債元利償還の70%を計上させていただいております。

2目保健推進費でございます。こちらにつきましてはほとんど給与費の増でございます。90ページ委託料につきまして1,297万6,000円で、がん検診等の成人病予防検診委託料等も含まれております。

続きまして、91ページをごらんいただきたいと思いますが、予防費でございます。13節、92ページでございますが、13節委託料でございます。予防接種委託料2,083万1,000円でございますが、予防接種、この中には子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、水痘予防接種、それと高齢者の肺炎球菌ワクチンの、肺炎球菌については去年からですか、が含まれております。

続きまして、次のページ、93ページの母子衛生費でございます。こちらについても連年どおりの予算づけでございます。

環境衛生費につきましても、いつもの例年どおりの予算づけでございます。

清掃費につきましても例年どおりでございますが、97ページでございます。これにつきましては村上ごみ処理場関係が完成したことによります金額の移動でございます。

次のページ、98ページでございます。上水道費につきましてもそれぞれ補助金、繰出金の増減でございます。

なお、2目の簡易水道費につきましてはテレメーター関連、テレメーター工事の関連工事が終了したものですから、その分減額となっております。

○議長（高橋八男君） 1時まで休憩します。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、総務課長。

○総務課長（平田 誠君） それでは、引き続き一般会計説明させていただきます。

98ページ、農林水産業費から説明させていただきます。1目農業委員会費でございます。135万8,000円の増でございますが、主に給与費の増となっておりますので、その他につきましては昨年同様の予算組みでございます。

100ページ、農業総務費でございます。こちら880万円の増でございますが、こちらについても主に給与費の増となっております。

次のページ、101ページをごらんいただきたいと思います。3目農業振興費でございます。こちらにつきましては賃金にもございますが、17事業の農地中間管理受託事業費ということで出ておりますが、26年度補正で出てきた事業でございますが、この分が増えております。

大きなところといたしましては、103ページからでございますが、19節負担金補助及び交付金でございます。104ページの補助金の青年就農支援事業補助金600万円でございます。これにつきましては人・農地プランに位置づけられている人に対しまして5年間給付をするものでございます。

続きまして、機構集積協力金交付金2,300万円でございますが、これにつきましては農地集積協力金交付金から事業を引き継ぎ、名称変更されたものでございます。

15事業中山間地域等直接支払制度でございます。その補助金といたしまして中山間地直接支払交付金1,990万8,000円計上させていただいております。

次のページ、105ページをごらんいただきたいと思います。畜産振興費でございます。493万2,000円の増となっております。これにつきましては主に105ページ、工事請負費でございます。621万4,000円の工事費となっておりますが、浄化槽屋根改修工事を行う予定にしております。

農地総務費でございます。こちらにつきましても給与費が主な増の原因となっております。その他については、ほぼ昨年同様の考え方で予算組みをさせていただいております。

107ページ、国土調査事業費でございます。819万3,000円の増ということになっております。内容といたしましては、今回実施箇所につきましては、13節委託料でございますが、108ページ小和田、若山を予定しております。測量委託料3,164万4,000円を計上させていただきました。また、18節備

品購入費でございますが、1,212万9,000円、これにつきましてはここに記載されております地籍調査事業支援システムを購入するというようなことでございます。新規に計上させていただいております。

7目農業農村整備事業費でございます。5,124万3,000円の増となっております。次のページをごらんいただきたいと思っております。109ページでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。5の補助金でございますが、3. 農業基盤整備促進事業補助金314万3,000円、これにつきましては大島地区下関地区赤谷、南赤谷地区、土沢地区の用水路の改修を予定しております。

次の多面的機能支払交付金、また5の交付金、農地維持支払分、また多面的機能支払交付金、同じく資源向上支払分でございますが、こちらにつきましてはこれまで直接支払いというようなことで国、県から直接支払われておりましたから、27年度から国、県分を合わせて村から交付することになりましたので、金額が大きくなっております。また、負担金補助及び交付金の一番下でございます。県営土地改良事業負担金でございますが、3の県営経営体育成基盤整備事業負担金1,200万円でございますが、女川地区の圃場整備に伴うものであります。

続きまして、農業集落排水事業繰出金でございますが、資本費平準化債の発行を抑制するために繰り出すものであります。

続きまして、次のページ、林業費でございます。林業総務費につきましては、昨年度と同様の予算組みとなっております。

林業振興費でございます。次のページ、111ページをごらんいただきたいと思っております。13節委託料でございます。12事業の林道維持管理費でございます。測量調査委託料、測量でございますが、林道の平面台帳作成業務委託、二重坂線を予定しております。また、5の各種委託料の林道管理委託でございますが、関連集落への管理委託等を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましても例年どおりの考え方で交付金を計算させていただいております。

次のページ、112ページ、3目林道整備事業でございます。13節委託料でございますが、測量調査委託料、これにつきましては林道新関沢線を予定しております。また、工事請負費2,450万円でございますが、板橋線舗装工事、それと新関沢線普及工事、これを予定させていただいております。

水産業費につきましては、昨年同様でございます。

次のページ、113ページにつきましても商工観光、商工総務費でございます。昨年同様人件費の増の部分でございます。

114ページ、商工業振興費でございます。1,000万円ほど減額となっておりますが、これにつきましてはプレミアム商品券について26年度補正予算で計上させていただいておりますので、こちらの方には載せなかった、そういうものでございます。その他については例年どおりの考え方で計上

させていただいております。

続きまして、観光振興費でございます。こちらにつきましても例年どおりでございますが、116ページ、金額は少ないんでございますが、2行目手数料15万円計上させていただいております。これにつきましては犬ちぐらの登録、商標登録、これの手数料ということで計上させていただいております。その他については、いつものとおりでございます。

117ページをごらんいただきたいと思います。19節負担金補助及び交付金、それと21節の貸付金でございます。負担金補助及び交付金につきましては、おおむね500万円ほど減額されておりますが、これまでスキー場への補助金ということで昨年500万円計上させていただきました。本年度につきましては貸付金ということで800万円を貸し付け、同じ年度中に返済をいただくというふうな考え方で予算計上させていただいております。

続きまして、118ページ、施設管理費でございます。需用費の修繕料が1,488万8,000円と多くなっておりますが、観光施設のそれぞれの施設の修繕を予定しております。

それと次のページをごらんいただきたいと思います。119ページでございます。施設整備費でございます。工事請負費といたしまして6,752万6,000円計上させていただきました。内容といたしましては、梁山泊、建物ございますが、その補修工事、スキー場の索道設備改修工事、スキーセンター外壁塗装工事を予定しております。また、備品購入費100万8,000円でございますが、大型草刈り機、テント等の購入を予定しております。

労働費につきましては、例年どおりの予算組みでございます。

続きまして、土木費に移らせていただきます。土木総務費でございますが、645万1,000円の減となっておりますけれども、主に給与費の減となっております。

122ページ、道路橋梁費でございます。道路橋梁総務費363万5,000円の減となっておりますが、昨年度道路パトロール車購入がございまして、その分が落ちたということで通常の予算組みとなっております。

2目の道路橋梁維持費でございます。需用費につきましては修繕料、維持補修ということで除雪車補修、また消雪施設補修ということで4,988万円等、また光熱水費では電気料でございますが、消雪パイプ電気料でございますが、2,100万ほど計上させていただいております。13節委託料でございます。123ページでございますが、除雪作業の委託料、当初5,000万円計上させていただきました。15節工事請負費でございます。6,260万円でございます。工事箇所につきましては、記載の箇所を工事を予定しております。昨年に比較いたしまして2,000万強多くなっております。また、次のページ、124ページでございますが、備品購入費といたしまして27年度は凍結防止剤の散布車、それと除雪ドーザ11トン級を購入したいということで予定しております。

続きまして、125ページでございます。道路橋梁新設改良費でございます。13節委託料でございま

すが、消雪井戸電気探査ということで測量調査委託料の中に150万円を計上させていただいております。沼と教員住宅付近を予定させていただいております。また、次のページ、126ページでございます。15節工事請負費につきましては9,270万円、記載の工事を予定しております。

続きまして、127ページ、河川費でございますが、これにつきましては例年どおりの修繕料を計上させていただいております。

また、下水道費でございますが、こちらにつきましても繰出金といたしまして公債費分、人件費分、維持管理費分ということで2億2,692万4,000円を計上させていただきました。

次のページ、128ページ、住宅費でございます。大きいところでございますが、次のページ、129ページをごらんいただきたいと思っております。15節工事請負費、17節公有財産購入費でございます。工事請負費につきましては宮越住宅外壁塗装工事、それと先ほど補正予算でも専決でお願いいたしました村営住宅建設用地整備工事、旧平田鉄工所の資材庫のところではありますが、この部分を予算組みさせていただいております。また、同じく公有財産購入費につきましても同じ場所を購入させていただく予定でございます。

なお、以前にこれについては合計で2,000万というようなこととお話をさせていただいておりますが、まだはっきり工事費と用地購入費決まっておきませんので、少し余裕をもたせて予算組みさせていただいております。

次のページ、130ページ、集落排水費でございます。530万円増となっておりますが、工事請負費が増となっております。これにつきましては、保健センター裏、昨年夏、水があふれたということで排水路の改修工事を行うものでございます。また、トンビ沢配水側溝設置を予定しております。

続きまして、消防費でございます。消防費につきましても、ほぼ同じ考え方で予算づけしておりますが、平成27年度から隊員の定数が360名から400名とさせていただくことにしております。台4分団防災隊を設置することから、その分多くなっております。大きな違いといたしましては、132ページをごらんいただきたいと思っております。本年度18節備品購入費でございますが、消防隊員全員370名分の雨具を購入したいということでございます。これまでは10数年たって大分ぼろぼろなって透水してる部分もありますので、購入、入れ替えをさせていただきたいというものでございます。

続きまして、133ページごらんいただきたいと思っております。消防施設費でございます。13節委託料でございますが、耐震性貯水槽用地委託、設備整備費の中の3測量調査委託料でございます。28年度に行う耐震性貯水槽を行うための委託料でございますが、これにつきましてはつかみで計上させていただきました。また、2の移動系防災無線設計委託料でございます。現在防災無線につきまして、まだデジタルを使用しております。今後デジタル部分が、それを、アナログを利用しております。これを今後デジタル化するということで今回設計委託料を計上させていただきました。また、15節工事請負費でございます。2,380万円、これにつきましてはポンプ車新設、それとホース乾燥塔撤

去及び移設、耐震性貯水槽の整備工事を予定しております。ポンプ車につきましては辰田新地区を予定しております。過疎債を充当予定にしております。また、耐震性貯水槽につきましては金丸と辰田新を予定しております、過疎債及び辺地債を充当予定にしております。続きまして、次のページ134ページでございますが、公有財産購入費、これにつきましては耐震性貯水槽の用地購入費を計上させていただきました。18節備品購入費でございます。966万円につきましては積載車の購入2台分、それとホース等のある備品購入費を計上させていただいております。あと、負担金補助及び交付金、繰出金につきましては日ごろの通常の部分を計上させていただきました。

続きまして、135ページ、教育費にお願いいたしたいと思っております。教育委員会費でございます。こちらにつきましては、ほぼ昨年と同様の予算組みとなっております。

137ページ、教育振興費でございます。こちらも昨年度とほぼ同様の予算組みとなっております。

また、次のページ138ページ、スクールバス運行事業費でございます。これにつきましては789万4,000円増となっております。昨年度に比較して。次のページをごらんいただきたいと思います。139ページ、18節備品購入費でございます。これにつきましてはスクールバスを購入するもの他でございます。

続きまして、小学校費でございます。小学校費につきましても、ほぼ同様の予算組みとなっております。7節賃金でございますが、教員助手9名分を予算づけさせていただいております。142ページでございます。14節使用料及び賃借料でございますが、ICTシステムリース料、5年リースでございますが、925万7,000円計上させていただいております。また、備品購入費393万3,000円でございますが、教材備品、児童用図書、教師用図書、教科書改訂に伴う指導書、それと教科書改訂に伴うデジタル教科書分を計上させていただいております。次のページ、143ページをごらんいただきたいと思います。20節扶助費につきましては、ルールに基づいた計算で計上させていただいております。

3項中学校費でございます。144ページでございます。一番下、役務費でございます。通学用バス定期券購入費631万円でございますが、対象見込みとして89名を予定しております。また、145ページをごらんいただきたいと思います。145ページ、13節委託料、学校管理費でございますが、これの17外国語指導業務委託料486万円でございます。26年度は村内在住の方をお願いしておりましたが、雇用、直接雇用から今後業務委託へ変更するものでございます。また、次の施設整備費でございます。グラウンド改修工事設計管理委託料212万8,000円を計上させていただきました。次のページ、146ページでございます。15節工事請負費2億1,324万2,000円でございます。グラウンド改修工事費を計上させていただきました。また、17節公有財産購入費でございますが、学校敷地排水改修工事に用地を購入する予定でございます。18節備品購入費につきましても、これについては教材備品、一般備品、生徒用図書、教師用図書、柔剣道畳購入を予定しております。柔剣道畳購入につきまし

ては、財源は教育施設整備基金を充当したいというふうに考えております。次のページ、147ページでございます。こちらにつきましても通常の計上をさせていただきました。

続きまして、社会教育費でございます。11万6,000円の増でございますが、こちらにつきましても例年どおりの予算づけというようなことで進めさせていただいております。

151ページ、社会教育施設費でございます。これにつきましては153ページでございますが、1,600万円ほどの減でございますが、昨年度村民会館の屋根防水工事が完了したことによりまして、その分減額されております。その他については、ほぼ同様の金額で予算組みさせていただいております。

3目文化行政費でございます。こちらにつきましては今後発掘関係のものを予算組みさせていただきました。大きなものにつきましては、19節負担金補助及び交付金、156ページでございますが、渡邊家の修繕工事完了に伴いまして大幅な減額となっております。

保健体育費でございます。こちらにつきましては主に給与費の減となっております。158ページ、保健体育施設費でございます。こちらにつきましても、ほぼ、日ごろと同じ、毎年、前年度同様の考え方で予算づけさせていただいております。

給食費でございます。159ページから給食費でございますが、こちらにつきましても賃金といたしまして6名分、プラス病欠代替の賃金を計上させていただいております。161ページをごらんいただきたいと思っております。19節負担金補助及び交付金でございます。912万2,000円計上させていただきました。こちらにつきましては、新年度からの給食費補助でございます。小学校、中学校それぞれ2,000円ずつ毎月補助を行うということで予算組みさせていただきました。

10款災害復旧費につきましては、通常の科目設定等もでございます。考え方で設定させていただきました。

また、次の163ページ、11款公債費につきましても所要の金額を計上させていただきました。

また、12款諸支出金、普通財産購入費でございます。これにつきましては400万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、国道290号に係るための普通財産を購入する予算ということで計上させていただきました。

あと、予備費を同額計上させていただきました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。10ページをごらんください。

10ページ、歳入、村税でございます。個人住民税でございますが、223万4,000円の減と見方でございます。農業所得等の減などによるものでございます。その他、次のページ11ページ、固定資産税をごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましては、昨年から稼働いたしました三峰川電力第二、第三発電所若山と小見の部分、それにつきましては償却した分として計上させていただいております。第一発電所については、1月にずれ込んだために来年度からというふうになります。また、次の軽自動車税でございます。こちらにつきましては軽四輪乗用、貨物については新車購入時

から税率が変わります。新税率となります。また、小型特殊車両が新税率になったこと、また総台数の増により前年比増となりました。たばこ税については同額計上させていただいております。

なお、以後、地方譲与税、利子割交付金等につきましては決算見込みを参考に見込み額を計上させていただきます。

16ページをごらんいただきたいと思います。地方交付税でございますが、本年、27年度につきましては21億8,800万円を見込んでおります。普通地方交付税が21億、特別地方交付税が8,800万円の計上でございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。分担金及び負担金でございます。民生費負担金であります。保育園運営費負担金2,700万円を計上させていただきました。125名、昨年度に比べて15名減ということで見込みを立てさせていただきました。

続きまして、12款使用料及び手数料でございますが、こちらにつきましても通常の考え方で積算して計上させていただいております。手数料につきましても同じでございます。

また、20ページをごらんいただきたいと思います。国庫支出金、国庫負担金でございますが、こちらにつきましても歳出で説明させていただきました分について、ルールに基づいてその補助金、負担金分、次の国庫補助金分を計上させていただいております。

また、24ページの県支出金でございますが、県支出金につきましても同じ考え方で負担金、補助金を計上させていただいております。

あと、30ページでございますが、財産収入につきましても公有財産の貸付収入、利子及び配当金ということで所要の金額を予算組みさせていただきました。

31ページでございますが、17款繰入金でございます。積立金繰入金でございます。財政調整基金から2億円を繰り入れることにしております。昨年度に比較して1億円増という見込みでございます。また、むらづくり総合対策基金からは2,000万円、ふるさと応援基金繰入金から教育施設整備基金繰入金までそれぞれ繰り入れを予定しております。

33ページをごらんいただきたいと思います。18款の繰越金でございます。例年どおり2,000万円を繰り越すというふうに予定させていただくものであります。

34ページでございます。貸付金元利収入でございます。地方産業育成資金、中小企業振興資金、労働金庫預託金回収金、それとわかぶな高原スキー場経営安定貸付金回収金ということで貸付金800万円、それと回収金800万円ということで計上させていただいております。その他、35ページ、受託事業収入につきましても、それぞれ計上させていただきますし、雑入につきましてもそれぞれ細かいものを拾い出して計上させていただいております。

38ページをごらんいただきたいと思います。20款の村債でございます。

総務債、ハザードマップ作成の分でございます。また、衛生債でございますが、合併浄化槽整備



事業債を予定しております。また、農林水産業債でございますが、県営中山間地域総合整備事業債、これは霧出地区、県営ため池等整備事業債、新堀地区です。それと県営経営体育成基盤整備事業債、女川地区を予定しております。また、次のページ、39ページでございますが、林道整備事業債、辺地対策事業債を予定ですが、現在、板橋線の舗装を予定しております。あと土木費、道路橋梁債でございますが、7,600万円、この中には上野新中束線の道路拡幅改良、それと消雪パイプ更新、凍結防止剤散布車、除雪ドーザ等の分をお願いしているものでございます。また、消防債につきましては消防積算車の更新、耐震貯水槽の分、それらを予定しております。教育債につきましてもそれぞれ小学校、中学校、保健体育、教育総務、それぞれ計上させていただきました。

続きまして、ページ7ページ、地方債をごらんいただきたいと思います。ただいま説明させていただきました地方債について、一覧表にまとめさせていただいております。

防災対策事業債から臨時財政対策債までを、起債の方法、利率、償還の方法、記載のとおりで議決をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（船山久治君） それでは、議案第34号から議案第37号までご説明をさせていただきます。

まず、最初に議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算を説明させていただきます。

歳出のほうから説明させていただきます。218ページでございます。歳出。

1 款総務費一般管理費でございますが、平成27年度は363万4,000円計上させていただいております。前年度よりも133万4,000円ほど増額となっておりますが、これはマイナンバー制度に伴いますシステムの改修の委託料による増でございます。その他につきましては前年同様の考え方で計上させていただいております。

次のページ、219ページでございますが、2 款の徴税費賦課徴収費につきましては385万7,000円ほど計上させていただいております。この中で一番大きいのは委託料で電算処理等の委託料305万7,000円が主な支出となっております。

続きまして、次のページ220ページでございますが、2 款保険給付費 1 目一般被保険者療養給付費でございますが、27年度は前年度よりも2,800万円減額の3億4,200万円ほど計上させていただきました。これは前年度の実績に基づきまして計上させていただいたものでございます。

次のページの221ページでございますが、退職被保険者療養給付費につきましても前年度よりも500万円減額の4,000万円を計上しております。これは一般被保険者と退職被保険者の療養給付費や高額療養費の減額によるものでございます。その他、3目、4目、5目を合わせますと療養諸費といたしまして前年度よりも3,300万円ほど減額の3億8,680万円を計上させていただきました。

次に、2項の高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費につきましては、前年度より500万円減額の4,500万円、退職者関係につきましては870万円、そして3目、4目合計いたしますと5,470万円ほど予算組みをさせていただきました。これにつきましては、医療費が高くなり、皆さんの負担が多くなった場合にある基準に基づきましてその超えた分を支援するという制度でございます。

続きまして、223ページでございます。3項の出産育児一時金でございますが、これにつきましては前年と同額で1人42万円の10人分・420万円を見込んでおります。

4項の葬祭費でございますが、100万円でございます。1人5万円で20人分を予定をさせていただきました。

続きまして、224ページでございます。3款の後期高齢者支援金等でございますが、1目後期高齢者支援金8,000万円を計上させていただきました。これは後期高齢者医療制度を支えるために被保険者1人当たり5万7,000円ほどの金額を、被保険者数を乗じた金額を支払基金に納付するものでございます。

続きまして、226ページでございますが、6款の介護納付金でございます。1目介護納付金といたしまして前年度より371万9,000円減額の3,300万円ほど計上させていただきました。これにつきましては介護保険制度を運営するために加入者数に応じて負担をしてるものでございまして、支払基金から試算された金額を計上させていただいております。

続きまして、227ページでございますが、7款の共同事業拠出金でございます。高額医療費の共同事業拠出金1,500万円、2目の保険財政共同安定化事業拠出金1億4,000万円、1目、2目合計いたしますと1億5,500万1,000円で前年度よりも4,900万円ほど増額となっております。これは関川村の医療費が下がっているんですが、県内全体の医療給付費が上がっているために拠出額が多くなっているということに伴う増額でございます。

続きまして、8款の保健事業費でございますが、1目特定健康審査等事業、一般にいう特定健診でございますが、435万5,000円を計上しております。昨年度から始めました認知症のもの忘れ検査等も希望者に実施する予定でございます。

続きまして、228ページでございますが、2項の保健事業費1目の疾病予防費につきましては294万3,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、臨時の雇用賃金、また13節の委託料でございますが、人間ドック委託料で、これにつきましては1人1万円補助ということで100人分を計上させていただきました。前年度に比べますと168万円ほど減額となっておりますが、国保連合会の補助事業が26年度で終了したことによるものでございまして、年間を通じて実施をしております生活習慣病予防事業につきましては、一般会計の衛生費で計上させていただいております。

続きまして、229ページでございますが、積立金、10款の公債費、11款の諸支出金につきましても

例年どおりの予算組みをさせていただいております。

それでは、歳入のほうをご説明を申し上げます。歳入、208ページでございます。

1 款の国民健康保険税でございます。一般被保険者の本年度の予算額は1億770万円でございます。これにつきましては、納税義務者数770世帯、被保険者数1,315人で算出をしております。税率につきましては医療給付費分26年度と同様所得割を6.5、均等割、これは世帯当たりでございますが、1万8,000円、それと均等割、1人当たりでございますが、これを2万円で計算しております。

なお、前年度と比べますと200万円ほど減額となっておりますが、被保険者の所得の減少、また被保険者数が減っているということで減額となったものでございます。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、1,230万円を計上しております。これにつきましても58世帯、被保険者数123人、一般被保険者と同じく26年度と同じ税率を計算をさせていただいております。

210ページでございます。210ページの4 款国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等の負担金につきましては1億1,080万1,000円ほど計上させていただいております。また、2 目の高額医療費の共同事業国庫負担金につきましては500万円、特定健康審査等負担金60万1,000円含めまして合わせて1億1,640万2,000円を見込ませていただいております。前年度よりも535万円ほど減額となっておりますが、これは一般被保険者分の医療給付の見込みが減額となることから国からの支出金が減額となるものでございます。

続きまして、211ページでございます。2 項の国庫補助金の財政調整交付金につきましては、前年度と同額の3,900万円、また5 款の療養給付費等交付金につきましては前年度よりも900万円減額の5,300万円を計上しております。いずれも療養給付の見込みが減額となることから国の補助金が減額となるものでございます。

また、6 款の前期高齢者交付金につきましても前年度よりも1,500万円減額の1億2,500万円を計上しております。これにつきましても療養給付費が減額となることに伴いまして平成25年度に概算交付額が多く交付されたため、27年度で調整されて減額となるものでございます。

続きまして、212ページでございますが、7 款の県支出金でございます。これにつきましてはルールに基づきまして高額医療費の共同事業県負担金が前年度と比較いたしまして125万円減額の500万円を見込んだものでございます。また、2 項の県補助金、県財政調整交付金につきましても前年度とほぼ同額の2,900万円を見込んだものでございます。

続きまして、213ページの8 款の共同事業交付金でございますが、これにつきましては高額医療費の共同事業によるものでございまして、80万円以上かかったものにつきましては、80万円を超えた額の59%が連合会から交付される交付金として前年度よりも500万円減額の1,500万円を見込んでおります。

また、次の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費の1円以上80万円までの、80万円までの部分につきまして共同事業ということで前年度よりも4,000万円増額の1億4,000万円を収入として計上させていただきました。増額の理由といたしましては、これまで1件30万円以上の医療費が交付対象となっておりますが、平成27年度からは1円以上の医療費から交付対象となりまして対象範囲が拡大されたことによるものでございます。

次に、10款、214ページの繰入金でございます。一般会計繰入金といたしまして前年度よりも240万3,000円少ない7,599万7,000円ほど繰り入れさせていただくものでございます。この内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金として2,500万円、これにつきましても療養給付費のルールに沿った金額でございます。また、出産育児一時金繰入金につきましても支払分、支払い額の3分の2を繰り入れるということになっております。それで280万円ほど計上しております。また、財政安定化支援事業繰入金に1,000万円、事務費繰入金に819万7,000円、また給付準備基金の基金の枯渇が生じたことによりまして前年度と同額の3,000万円を一般会計から基準外繰入金としてお願いをするものでございます。

次の基金の繰り入れは、26年度で基金が残高が枯渇したため本年度はございません。

215ページの11款繰越金につきましては26年度の決算見込みによりまして1目、2目合わせまして3,000万円を見込ませていただいておりますし、国保につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

歳出でございますが、309ページでございます。歳出。

1款施設費1目の一般管理費でございますが、5,282万円を計上させていただきました。前年度と比べますと205万6,000円ほど増額をしておりますが、これは給与改定によります職員の給与、手当などの人件費の増額によるものが主なものでございます。その他につきましては、例年どおりの考え方で予算計上させていただいております。

2款の、312ページ、2款の医業費でございますが、これは前年度よりも104万円減額の529万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、医薬材料費、血液等の検査委託料が主なものでございます。104万円ほど減額をしておりますが、実績に基づきまして減額をさせていただいたものでございます。

次の313ページでございますが、3款の公債費につきましては地方債の元金で前年度よりも443万7,000円ほど増額の496万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては23年度に建築しましたトイレ、点滴室の増築分の元金の償還が来年度、27年度から始まることによりまして増額をするものでございます。

歳入でございます。歳入、306ページでございます。診療収入、1 款の診療収入、診療収入は前年度と比べて31万8,000円ほど減額の4,482万3,000円を見込ませていただいております。これは1日平均30人の外来患者数、予防接種者も含めまして月額370万円ほどの診療収入を見込んで計上させていただいたものでございます。

次のページの307ページでございますが、4 款繰越金、基金繰越金につきましては1,180万円を計上させていただきました。これにつきましては診療収入の減額並びに地方債の元金償還開始に伴いまして基金からの繰り入れをお願いするものでございます。

また、3 項の一般会計からの繰入金でございますが、370万円ほど計上しております。これは過疎債で建築しましたトイレ増築分の元金償還が27年度から始まることに伴いまして償還金の70%が交付金措置されるもので、一般会計から診療所会計に繰り入れをされるというものでございます。

308ページでございますが、5 款の繰越金につきましては250万計上させていただきました。

6 款につきましても48万6,000円を計上させていただいております。

以上で、診療所会計を終わらせていただきます。

続きまして、議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算を説明させていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。412ページでございます。412ページ、歳出でございます。

1 款の総務費一般管理費につきましては2,561万4,000円と前年度に比べますと468万6,000円の増額となっております。これは介護保険制度改正やマイナンバー制度に伴うシステムの改修による電算委託料の増額によるものでございまして、その他の部分につきましては例年どおりの予算組みとさせていただきます。

2 項の徴収費につきましても例年どおりの考え方で計上、予算組みをさせていただいております。

414ページでございますが、3 項の介護認定審査会費でございますが、1 目、次のページの2 目合わせまして758万7,000円を計上させていただいております。この介護認定審査会は村上市と共同設置しているものでございまして、介護認定審査に係る経費を人口の割合によって算出したものでございまして、負担金をそれぞれ計上させていただいております。

次に、2 款、415ページでございますが、2 款の保険給付費でございます。介護サービス費でございまして、これにつきましては8億4,120万円、前年度と比べますと570万円ほど増額しております。内容といたしましては、説明の欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、居宅介護サービス費、これは在宅で介護しながらデイサービス等を利用する部分でございますが、これが2億9,100万円、その下は施設介護サービス費、これは施設に入所してる方の給付費でございますが、これが3億9,540万円でございます。あとは福祉用具購入費といたしまして120万円、住宅改修費といたしまして240万

円、介護サービス計画給付費が4,320万円、地域密着型介護サービス給付費、これは認知症対応型のサービスでございますが、1億800万円、この地域密着型介護サービス費というのは認知症の方が利用するハーティプラザ、ゆうあい、ふれあいデイサービス、グループホームなどのサービス給付費でございます。

続きますして……。

○議長（高橋八男君） ちょっと済みません。ここで……（「はい」の声あり）14時15分まで休憩します。

午後1時58分 休憩

---

午後2時13分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは課長、お願いします。

○住民福祉課長（船山久治君） 引き続き、416ページでございますが、2項の介護予防サービス等諸費でございます。2,472万円計上させていただいております。これにつきましては、認定区分が要支援1、要支援2の方で要介護にならない方々にサービスをしている部分でございます。デイサービスの利用、そして福祉用具購入、住宅改修費、サービス計画 含まれております。

417ページでございます。3項のその他経費といたしまして審査支払手数料を100万円計上させていただいております。

次に4項でございますが、高額介護サービス等費でございます。1目、2目合わせまして2,048万円を計上させていただいております。これにつきましては低所得者に対する対策でございます、自己負担分が1割負担が一定の金額を超えた部分につきまして支給するものでございます。

次の418ページ、5項の特定入所者介護サービス等費でございますが、1目、2目合わせまして4,260万円を計上させていただいております。これにつきましては低所得者の方が施設入所されたときに食事代、住居費を支援するものでございまして段階があるわけでございます。

続きますして、419ページでございますが、4款の地域包括支援センター運営費といたしまして前年度と比較いたしまして518万円増額の2,179万円ほど計上させていただいております。これは包括支援センターの人員費、また介護サービス計画のケアプラン作成委託料などが主なものでございます。増額につきましては職員の人事異動に伴う人員費の増額及び補助事業の関係で2項の包括的任意事業との予算の組み替えによる増額によるものでございます。その他につきましては、例年どおりの考え方で予算組みさせていただいております。

次の421ページでございますが、5款の地域支援事業費1目の介護予防事業費として1,667万6,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては13節の委託料1,475万9,000円でございます。

すが、運動機能向上事業といたしまして垂水の里に委託をしている部分が111万3,000円、社会福祉協議会に委託をしております元気はつらつ事業に1,364万6,000円でございます。これにつきましては介護認定者の抑制を図るための介護予防事業としてむつみ荘で行っております　　ルーム、他に各地域に出向いて行っております地域ファンルームを委託している委託料が主なもの手当でございます。

続きまして、422ページの2項包括支援事業・任意事業でございますが、373万6,000円ほど計上させていただきます。前年度と比較いたしますと195万5,000円ほど減額となっておりますが、これは包括支援センターの運営費の人件費と予算の組み替えによるものでございまして、国・県の補助対象となるために、ここから包括支援事業のほうに移しかえたというものでございます。

続きまして、423ページの3項でございます。その他事業でございますが、外出支援事業や寝具の消毒乾燥サービス、訪問理美容サービス、短期宿泊事業委託料などに131万9,000円ほど計上しております。

426ページでございますが、公債費でございます。公債費は今年度は予算計上しておりません。これは平成23年度に県から借り入れしました3,500万円の償還が26年度で完済したことによりますものでございます。

続きまして、歳入でございます。406ページでございます。406ページ、歳入でございます。

保険料といたしまして1号被保険者保険料1億6,485万4,000円でございます。これは65歳以上の方々の保険料でございます。2,298名分が計上されております。600万円ほど減額となっておりますが、これは保険料の基準額が下がったことと、低所得者の方の保険料軽減によるものが主な要因でございます。

続きまして、407ページでございます。3款の国庫支出金でございますが、国または県の補助金につきましてはルールに沿った金額を計上させていただいております。国庫負担金の1目介護給付費負担金といたしまして1億6,410万1,000円、また国庫補助金といたしましては調整交付金8,909万5,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業といたしまして394万8,000円、その他包括的支援事業・任意事業分につきましては145万7,000円で合計で9,539万6,000円ほど見込ませていただきました。

次の4款の支払基金交付金でございます。1目の介護給付費交付金は2得6,040万1,000円ほど計上させていただいております。これにつきましては40歳から64歳までの2号被保険者の方の分2,080人分の方の保険料分をここに計上させていただいております。前年度に比べますと640万円ほど減額となっておりますが、これは制度改正によりまして2号被保険者の負担割合がこれまで29%でしたが、27年度からは1%下がりますと28%になるということでございます。また、地域支援事業の交付金442万2,000円、合計いたしますと2億6,482万3,000円ほど計上させていただいております。

また、5款の県の支出金でございますが、介護給付費負担金といたしまして1億3,815万1,000円を見込んでおります。

次の409ページでございますが、県補助金につきましては、地域支援事業交付金など1目、2目、3目合わせまして合計で273万9,000円ほど計上させていただきました。

7款の繰入金でございますが、1項一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金を1億1,625万円ほど予定をさせていただいております。これは基準額となります9億3,000万円の市の負担割合であります12.5%を計上させていただいたものでございます。また、410ページでございますが、その他繰入金に3,271万7,000円、地域包括支援センター繰入金は前年度よりも541万9,000円増額の2,048万9,000円、合計で1億7,364万3,000円を計上させていただきました。包括支援センターの増額分につきましては、職員の人事異動によります増額と国の補助事業に伴う介護予防事業との予算の組み替えによるものでございます。

続きまして、411ページでございますが、9款の諸支出金2項の雑収入でございます。雑収入につきましては、介護予防サービスの計画費などの収入を346万4,000円を計上させていただいております。

以上で、介護保険事業を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算を説明をさせていただきます。

歳出でございますが、509ページでございます。歳出。

1款総務費1目一般管理費には160万5,000円を計上させていただきました。13節の委託料には人間ドック委託料40万円を計上させていただきました。また、14節の使用料及び賃借料の71万円でございますが、これはゆ〜むの利用券購入費用で75歳以上の後期高齢者分の購入費1,430人分の購入費を見ております。また、次の510ページの徴収費につきましては、前年度よりも129万円ほど増額の357万4,000円を計上させていただいております。増額分につきましてはマイナンバー制度に伴うシステムの改修費用の改修費を計上させていただきました。

次の511ページでございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金ということで5,906万7,000円ほど計上させていただいております。これは皆様からいただいた保険料を広域連合のほうに納付するということとなります。

また、3款の諸支出金につきましては例年どおりの考え方で予算計上させていただいております。

続きまして、歳入でございます。506ページになります。506ページ、歳入でございますが、1款の高齢者医療保険料といたしまして3,385万9,000円ほど計上させていただいております。被保険者数は約1,430人となっております。この数字につきましては広域連合のほうから数字をもとに算出をして計上させていただいております。



次の507ページでございます。3款の国庫支出金1目の国庫補助金を102万2,000円ほど計上しております。これは後期高齢者医療制度特別対策国庫補助金でございます。長寿健康増進事業といたしまして地区別健康教室並びに毎年配布をしておりますゆ〜むの利用券、それと75歳以上の方の人間ドックの費用助成金などの財源に充てるために国から来る補助金を充てているものでございます。

また、4款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金といたしまして事務費繰入金414万3,000円と保険基盤安定繰入金2,520万9,000円、合わせまして2,935万2,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。前年度よりも234万円ほど増額となっておりますが、これはマイナンバー制度に伴うシステム改修費や低所得者等の保険料軽減負担金に係る公費負担分の増額によるものでございます。

以上で、後期高齢特別会計を終わります。

○議長（高橋八男君） ご苦労さんでした。

次に、関川村有温泉で農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤保史君） 議案第38号、関川村有温泉の特別会計当初予算をご説明申し上げます。

まず、歳出のほうからご説明申し上げます。609ページをお開き願います。

管理費につきましては、例年の管理費を計上させていただきました。

施設整備費でございますけれども、3号井の貯湯タンクが古くなりましてちょっと漏れ等もありまして、これの更新が必要であるということで計上させていただきました。また、補正の26年度の3月補正のときにもお話ししましたが、1号、2号等の井のお湯の容量が非常に少なくなってまいりまして3号井で補わなければならないということで揚湯試験を補正で行って、その後県の認可を得た後に3号井の揚湯及び送湯ポンプの整備工事を行って揚湯量を増強しなければならないという、今までどおりの送湯を行うにはその必要があるということでございます。それでその工事費を見込ませていただきました。その2つ合わせて1,300万円の工事費でございます。

歳入のほうをお開き願いたいと思います。607ページでございます。村有温泉の使用料は今までの加入者で運営してまいります。それから、工事代金につきましては全て起債で対応したいというふうに考えております。

その関係で604ページに第2表の地方債を載せてございます。これは全て公営企業債を起こして資金の調達を行いたいということで、1,300万円で、利率等の条件につきましては一般会計の基金と同じ条件で設定してございます。

以上です。

○議長（高橋八男君） 次に、関川村宅地等造成、建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺丈夫君） それでは、議案第39号関川村宅地等造成特別会計予算をお願いいた

します。最初に歳出をお願いいたします。707ページでございます。

一般管理費では、昨年と同額を計上させていただきました。

2 款の公債費では昨年より460万円の減となりました。460万円の減となり、210万円の予算額でございます。

なお、起債の償還は本年27年度と28年度同額を償還した後、終了の見込みです。

では、前のページをお開きください。歳入でございます。

歳入では、1 款財産収入で1 区画の売り払い収入を見込んでおりましたが、失礼しました。本年度予算70万円、これは1 区画、まだ1 区画売れ残っております、その分の収入を見込んでございます。

2 款繰入金では昨年と同額を計上させていただきました。

3 款繰越金では430万円の減額となりました。

以上で、宅地造成特別会計の説明を終わらせていただきます。（「続けてください」の声あり）はい。

次に、議案第40号関川村簡易水道特別会計予算をお願いいたします。809ページの歳出からお願いいたします。

1 款総務費の一般管理費では、ほぼ昨年同様の予算組みをお願いしてございます。271万4,000円ほどでございます。

次に、811ページをお願いいたします。2 款施設費の水道施設費では、昨年と比べて237万9,000円ほど減額となりました。昨年で中央監視装置システムが、負担金が、事業が終わったために平成27年度では、その負担金がなくなったことによりまして237万9,000円が減額したということでございます。

812ページの公債費では元利、元金、利子合わせて537万5,000円の減額となりました。

次に、歳入につきましてお願いいたします。806ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料の水道使用料では、昨年の実績を踏まえまして64万8,000円の減となり、1,872万8,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。3 款繰入金の簡易水道管理基金繰入金では262万円の増となっております。

2 項他会計繰入金の一般会計からの繰入金では今年度中央監視装置システム導入負担金がなくなったために945万7,000円の減となります2,274万2,000円をお願いしております。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第41号関川村公共下水道事業特別会計予算をお願いいたします。910ページの歳出からお願いいたします。

歳出の1款の下水道費1目総務管理費では、昨年と比べまして108万7,000円増額となりましたが、これは人件費の増でございます。

それから、次のページの27節の公課費、消費税でございますが、消費税の増がこの増額の主なものでございます。

次に、2目の維持管理費では1,024万4,000円の増額となっておりますが、これは11節修繕料で573万1,000円の増、それと13節の委託料の下段の下水道管渠点検清掃業務委託で302万4,000円の増が主なものでございます。また、18節備品購入費でシステムソフト購入で204万6,000円の増、これは今年初めて上がってくるものでございます。

次のページをお願いいたします。2項建設改良費では1,826万6,000円の増となっておりますが、13節委託料で昨年長寿命化計画策定業務委託が完了したために1,400万円の減となったものであります。また、15節工事請負費で浄化センター井戸更新工事が400万円ほど減となったため合わせまして1,800万円ほどの減額となりました。

次に、公債費では元金、利子合わせまして1,706万5,000円の減となりました。

次に、歳入をお願いいたします。907ページに戻っていただきたいと思っております。

歳入の2款使用料及び手数料の下水道使用料では、昨年の実績を踏まえまして100万円の減となっております。

4款繰入金金の一般会計からの繰入金では、公債費の減によりまして対前年比で700万6,000円の減となりました。

5款繰越金の前年度繰越金では対前年比250万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。6款諸収入の雑入では国道290号改良事業関連の補償料が128万円ほど減額となりました。

7款村債の資本費平準化債では、ルールによりまして500万円の減となっております。

また、国庫支出金につきましては、今年度補助事業がなかったため皆減となっております。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第42号関川村農業集落排水事業特別会計予算をお願いいたします。歳出のほうからお願いいたします。1,010ページからお願いいたします。

1款農業集落排水事業費の1目総務管理費では、ほぼ昨年同様の予算計上でございます。

2目維持管理費では1,004万8,000円の減額となっておりますが、これは昨年通報装置更新工事があったためでございます。そのために大幅な減となっております。

次のページをお願いいたします。2款公債費では元金、利子合わせまして対前年比885万2,000円の減となっております。

次に、歳入をお願いいたします。1,007ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料では、対前年比100万円の減となりましたが、これは昨年の実績を踏まえたものでございます。

4 款繰入金の一般会計からの繰入金では、維持管理費の減、公債費の減等から合わせまして対前年比1,766万8,000円の減となりました。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第43号関川村水道事業会計予算をお願いいたします。1,107ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入では、総額で369万8,000円の増額となりました。1 目の給水収益では使用量減に伴い251万円の減、2 項営業外収益の1 目他会計補助金で企業債利子償還金補助478万9,000円の増額となりました。これは一般会計からのものでございます。

支出、その下のページの支出では、1 款水道事業費の2 目配水及び給水費で102万4,000円の増となっていますが、これは委託料の漏水調査委託料の増によるものです。これは今年度計上させていただきます。それで、今後、その漏水調査につきましては区域を絞りまして調査を予定しております。

3 目の受託工事費では、今年度新設されます防火水槽給水工事が増額となっております。

次のページの1,109ページをお開きください。4 目の総係り費では、ほぼ昨年同様の予算組みでございます。

2 項営業外費用の企業債利子償還金で149万8,000円の減額となっております。

1,111ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入のほうでございます。

1 目工事補償料では、国道290号改良関連配水管布設替え工事、県道改良関連配水管布設替え工事等で500万円の増額となっております。

負担金では前年度で完了したため減額となって、ゼロとなっております。

支出のほうでございます。支出では、2 目水道建設費で600万円減となりましたが、これは昨年で中央監視装置更新工事が完了したために減額となったものでございます。工事費の中の県道改良関連では今年度六本杉地区、蔵田島地区、それから第5 配水池送配水管は荒川台地区、ボールタツプ取り替え工事では大石地区、金俣地区、大溝橋は安角地区でございます。

2 項の企業債償還金では、286万7,000円の増となりました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） ありがとうございます。

それでは、休憩いたします。ちょっとお待ちください。

午後2時45分 休憩

---

午後2時47分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第33の質疑を許します。質疑ありませんか。4番、平田さん。

○4番（平田 広君） 済みません。11ページ、固定資産税の関係ですけれども、興味があるものですかから太陽光発電の関係で、この中に見込みというようなことをお話しされてますけれども、3カ所及び2カ所、5町歩のうち2町歩ですか、幾らぐらい見込んでるのか、参考までに教えてください。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（平田 誠君） 三峰川電力第2、第3発電所、若山、小見部分でございます。これにつきましては3年間、再生可能エネルギーの関係で3年間課税標準の特例によりまして評価額の3分の2の課税ということでございます。3分の1が特例により減額されるというようなことでございます。それで償却資産分が284万8,000円を含むとなってましたんで、その分が入ってるというようなことでございます。

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。9番。

○9番（渡辺秀雄君） 145ページの、ここは17番外国語指導業務委託料486万、ここなんです、これをもう一回ちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋八男君） 教育課長。

○教育長職務代理（新野秀樹君） 外国語指導助手、ALTなんです、26年度は村内在住の人をお願いをいたしました。ですけれども27年度、本人から申し出がありまして、私は今年度できませんという申し出がありましたので、今年度は業務委託という形をお願いをしたいと思います。その経費が486万円ということでございます。

○議長（高橋八男君） 他にありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号の質疑を許します。質疑ありませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号から議案第43号まで、以上11件については平成27年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第43号まで、以上11件については平成27年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後2時53分 休憩

---

午後2時55分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成27年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました平成27年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年度予算審査特別委員会の委員は、別紙名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

ここから特別委員会

午後2時56分 休憩

---

午後3時03分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第44、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋八男君） 日程第44、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

現在、教育委員会委員の田村良子さんは3月31日をもって1期4年が終了します。引き続き任命したいので議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4月1日から平成31年3月31日までの4年間であります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案については同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

---

日程第45、同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋八男君） 日程第45、同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

現在、教育委員会委員であります河内宗さんが3月31日をもって1期が満了します。引き続き任命したいので議会の同意を求めるものであります。

なお、国の方針で教育委員4人が毎年任期満了になるようにしなければなりませんので、河内さんの任期は4月1日から平成28年3月31日までの1年間とさせていただき、来年改めて4年間の任命について議会の同意を求める予定であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。



---

日程第46、発委案第1号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（高橋八男君） 日程第46、発委案第1号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 伝 信男さん。

○議会運営委員長（伝 信男君） 提案理由の説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長の出席義務）が改正されたことから関川村議会委員会条例第19条を改正するものであります。以上。

○議長（高橋八男君） これより提出者に対する質疑を行います。発委案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

提出者、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、発委案第1号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

同意案件の審議に入りますので、副村長佐藤忠良さん、退席をお願いいたします。

午後3時10分 休憩

---

午後3時12分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

追加日程第1、同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋八男君） 追加日程第1、同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第3号 関川村副村長の選任つき同意を求めることについてであります。

現職の佐藤忠良副村長は3月31日をもって任期が満了します。引き続き選任したいので議会の同意を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

失礼しました。訂正いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今提案理由の説明が終わりましたんですが、私が不十分で会議の再開を忘れましたので、これから行います。

「これで質疑を終わります」まで言いましたんで、これより討論を行います。討論ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方の起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時15分 休 憩

---

副村長に申し上げます。同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについては、

同意することに決定しましたので、本席から告知いたします。

発言があればお願いいたします。

○副村長（佐藤忠良君） ただいまは私の副村長について、ご同意いただきましてありがとうございます。私も大変長く務めておりまして、ことしの3月で自由になりたいと思っておったんですが、課題がいろいろございますもんですから、もう少し頑張れという平田村長から温かい言葉をいただきまして、じゃもう少し頑張ってみるかというそんな気持ちになりました。

今、村が抱えている課題は大変たくさん、多くあります。長い役場職員経験ございますし、主に財政とか政策を中心に歩いてまいりましたので、そういった経験を生かしながら、この村が大いに頑張って平田村長が目指す元気のある村になるように事務方の責任者として事務方を統括して、その方針に進むように頑張りたいと思います。

これからも議会の皆様、村民の皆様からいろいろご指導を賜ることをお願いしまして一言ご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午後3時18分 再開

---

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2、同意第4号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋八男君） 追加日程第2、同意第4号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第4号、関川村教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

野沢専治前教育長の辞職により昨年11月から空席になっています教育長について、新法に基づく教育長として佐藤修一さんを任命したいので議会の同意を求めるものであります。

なお、任期はご本人の都合もあり4月2日から3年であります。ご本人の略歴を添えてありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋八男君) 起立多数です。したがって、同意第4号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

---

○議長(高橋八男君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は3月19日午後3時から開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時18分 休 会